

# TAX NEWS LETTER

～トピックス～

1. 電子帳簿保存法の改正事項
2. 水道光熱費のインボイス交付対応
3. 2023年8月、9月の税務

## 1. 電子帳簿保存法の改正事項

### ●電子取引の保存要件見直し

これまでは令和5年12月まで宥恕措置が設けられておりましたが、令和6年1月以降は新たな猶予措置が設けられました。

#### 1. 検索要件の全てを不要とする対象者の見直し

- ・ 判定期間における売上高が5,000万円以下である保存義務者へ変更
- ・ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出できるようにしている保存義務者」の追加

#### 2. 下記いずれも満たしている場合は、改ざん防止や検索機能など保存要件に沿った対応が不要となり、電子取引データを保存しておくことが認められる（新たな猶予措置）

- ・ 保存時に満たすべき要件に従って電子申告データを保存することが出来なかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- ・ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントした書面の提示・提出に応じられるようにしていること

※国税庁 HP : <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023003-082.pdf>

### ●優良電子帳簿の対象となる【その他必要な帳簿】について

令和5年度改正で、申告漏れに係る過少申告加算税が5%軽減される「優良電子帳簿の過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直しされました。

#### 【改正前】

仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿（別表21に定める全ての帳簿）

#### 【改正後】

仕訳帳、総勘定元帳、**その他必要な帳簿（一部の関係帳簿）**

- ・ その他必要な帳簿（一部の関係帳簿）の具体例

売上帳、売掛帳、貸付帳、手形記入帳、固定資産台帳、仕入帳、買掛帳、借入帳、経費台帳、繰延資産台帳

## 2. 水道光熱費のインボイス交付対応

### ●水道料金、検針票等がインボイスに

事業者が市町村等に支払う水道料金等に仕入税額控除を適用するには原則、市町村等から交付されたインボイスの保存が必要になります。水道の利用者に届く「検針票」をインボイスとして交付する市町村等も見受けられます。また、「検針票」のほかに、コンビニ等での支払いに係る「納入通知書」、口座振替に係る「口座振替済通知書」などもインボイスとして交付する市町村等もございます。

### ●電気料金等 書面のほかに電子交付も

電気、ガス料金に係るインボイス対応については、「東京電力エナジーパートナー株式会社」がインボイスの交付方法を提示しておりますので、こちらを紹介します。

同社によると、Webサイトを通じて、インボイス（電子インボイス）を交付するとしており、プランによっては、「請求書」をインボイスとして郵送する場合もございます。

**※こちらはあくまで東京電力エナジーパートナー株式会社の取り扱いになります。**

### ●LP ガス料金 独自の交付指針も

LP ガス、いわゆるプロパンガスでは、「LP ガス事業インボイス対応連絡会議」（事務局：株式会社 AQ ライフ）が交付対応の指針を独自に作成しております。

同指針によれば、「当月度締めにて発行する請求書のみをインボイスとします」、「月度中に発行する各種書類（検針票、納品書等）はインボイスとしません」などとしています。

**※インボイス制度開始前にインボイスに該当する書類がどれにあたるか確認を行い、制度開始後にきちんと処理できるよう準備を進めましょう。**

## 3. 2023年8月、9月の税務

8月から9月末までが納付期限となる各税目は下記の通りとなります。（一部抜粋）

### 【8月31日が納付期限のもの】

- ・6月決算法人＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・個人事業主の消費税中間申告1回目又は2回目（振替納税の場合は9月27日（水）に引落）

### 【10月2日が納付期限のもの（9月30日が土曜日の為）】

- ・7月決算法人＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞

※消費税の年税額（国税）が400万円超、4,800万円超に該当する法人・個人事業主の皆様は各担当者にご確認いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 影山タックスパートナーズ

税理士 影山正雄事務所

TEL:022-301-6317 FAX:022-301-6318 E-Mail:tax.letter@k-taxpartners.co.jp

事務所 HP: <https://k-taxpartners.co.jp>

〒981-0913

宮城県仙台市青葉区昭和町 3-42 ライオンズプラザ北仙台 406 号